No.316 2023/8/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

インボイス制度開始前にやるべきこと

Q 令和５年 10 月１日からインボイス制度が始まりますが、始まる前にどのようなことを準備しておくべきでしょうか？

解説

インボイス制度開始前に確認すべきことは、有利不利の検討、適格請求書の準備、相手先との価格交渉など様々です。

１． 免税事業者が行う取引

免税事業者が令和５年 10 月１日から登録を受けようとする場合は、**令和５年９月 30 日まで**に登録申請書を所轄の税務署に提出する必要があります。
ただし、免税事業者が行う取引のうち、相手（売り先）が**簡易課税事業者、免税事業者、非課税取引が多い事業者（金融・保険・医療・介護・不動産など）、一般消費者など**の場合は、基本的にインボイス制度の影響は受けませんので、事業の内容もふまえて登録するかどうか検討する必要があります。

２． インボイス制度開始前に確認すべきこと

✓免税事業者の場合、適格請求書発行事業者として登録するかの確認
✓自社が発行する請求書が適格請求書もしくは適格簡易請求書の要件をみたしているかの確認
✓値引きなどがある場合、適格返還請求書の作成の必要性の確認
✓適格請求書等を発行するため、システムを導入するかの確認
✓消費税の端数処理が対応されているかの確認
✓自社の登録番号の取引先への周知をしているかの確認
✓仕入先や支払先などの取引先の登録状況や登録番号の確認
✓課税事業者と免税事業者が取引している場合、価格改定などの交渉をすべきかの確認
✓発行もしくは受領した適格請求書の保存体制の確認
✓電子インボイスの保存要件の確認

要するに…

インボイス制度の開始まであと １ か月半となりました。かなり影響が大きい制度改正ですが、インボイス制度の内容や具体的になにを準備したらよいか、きちんと把握していない方も多いようです。国税庁がだしている Q&A などを参考に事前に準備をして、思いがけず消費税の負担が増えるような事態は避けたいものです。